

『道の駅ふれあいの里 HASU パーク ドッグラン利用規約』

本利用規約は、「道の駅ふれあいの里 HASU パークドッグラン」において、動物の愛護と適正な飼養を通じて、人と動物の共生する心豊かな社会の実現と、安全で快適な公園利用環境を創出することを目的として定めるものです。

利用者同士が気持ちよくドッグランを利用できるよう、また、近隣住民との相互理解を深めるためにも、一人ひとりが利用規約を遵守し、ドッグラン内外でのマナー向上に努めてください。

利用にあたっては、「ドッグラン使用登録申請書」を提出し「道の駅ふれあいの里 HASU パークドッグラン利用規約」の遵守について同意書に署名した方が利用できます。

1. 利用条件

- (1) 利用する場合は「ドッグラン使用登録申請書」を提出し、登録が必要です。登録の有効期限は注射済票の期限と同じです。注射済票を更新した場合は、使用登録も更新が必要です。

申込時に必要なもの

- ① 犬鑑札またはマイクロチップ登録証明書
- ② 狂犬病予防注射済票(プレート:登録年度のもの)
- ③ 飼い主の方の身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等写真付きのもの)
- ④ 利用料金(犬1頭当たり年間利用:1,000円 当日のみ利用:200円)

- (2) 「狂犬病予防法」及び「狂犬病予防法施行規則」に基づく「鑑札」と「注射済票」(マイクロチップでの登録の場合は「注射済票」のみ)を愛犬につけてください。

- (3) 入場の際には必ず「利用登録証」を見える位置につけてください。ドッグランに入場できるのは1グループにつき2人までです。3人以上の方が同時に入場することはできません。

- (4) 未成年の方だけでのご利用はできません。未就学児は入場できません。

- (5) 犬を制御できない方の入場には、制御できる方の同伴が必要です。

- (6) 年間利用パスの期限は1年です。

2. 利用時間

- (1) 午前9時から午後5時まで(定休日:木曜日)

- (2) 12月31日から1月4日、またはドッグラン内の整備、消毒及び養生を行う際は利用できません。(日程、期間等は、道の駅の SNS やドッグラン掲示板等でお知らせします)
- (3) 大雨、強風等の荒天時や、災害発生時など管理者が危険と認めたときは閉鎖することがあります。また、緊急工事など広場の維持管理や運営上やむを得ない場合、予告なしに閉鎖することがあります。

3. 利用料金

犬1頭につき 年間利用:1000 円 当日のみ利用:200 円

4. サイズ別エリア

ドッグランは、「小型犬エリア」・「中・大型犬エリア」の2つのエリアに分かれています。

- (1) 体重 10 kg未満は小型犬エリア、10 kg以上は中・大型犬エリアの利用を推奨します。
- (2) 小型犬エリア、中・大型犬エリアともに、利用者が制御できない犬は入場できません。
- (3) 同時に連れて入れる犬の頭数は飼い主の方お一人につき2頭までです。

5. 利用上の注意

- (1) 施設に入場する際は、必ず「利用登録証」を見える位置につけてください。
- (2) 狂犬病予防法にもとづく「鑑札」と「注射済票」を必ず犬につけてください。
(マイクロチップでの登録の場合は「注射済票」のみ)
- (3) 利用にあたっては、利用者同士がコミュニケーションをとり、マナーの向上に努めてください。公園管理者から指示を受けた場合は、それに従ってください。
- (4) 飼い主は犬に首輪をつけ、目を離さず、常に犬の行動を制御できる状態で利用してください。リードを離す前に場内の雰囲気や犬を十分に慣れさせてください。
- (5) 怖がっている犬を追いかける、吠え続ける、他の犬にマウンティングをするなど、犬が興奮状態になった場合は速やかに制止させた後、施設外に出て犬を落ち着かせてください。
- (6) 犬の健康状態をよく観察し、以下に該当する場合は施設を利用しないでください。
 - ・ノミ、ダニ、シラミ、疥癬などの外部寄生虫、回虫、条虫などの消化管内寄生虫がいる。
 - ・犬パルボウイルス、ジステンバーウイルスなどの伝染性疾患に罹患している。
 - ・メス犬の発情期間中(期間は発情出血中および出血が止まってから4週間)である。
 - ・持病もしくは体調不良(下痢・嘔吐等)がある
- (7) 以下の事項は禁止です。発見した場合は退場していただくことがあります。
 - ・「利用登録証」をつけずに入場すること
 - ・「ドッグラン使用登録申請書」の提出がされていない犬の入場
 - ・犬を連れていない方や犬以外のペットを連れての入場

- ・犬を場内に残して退場すること
 - ・入口二重扉内でのノーリード及び伸縮リード使用、エリア内でリード着用のまま犬を放すこと
 - ・入口二重扉を同時に開けることおよび扉を開けたままにすること
 - ・噛み癖があり攻撃性がある犬、他の人や犬に危害を加える恐れのある犬の入場
 - ・施設内での飲食(水分補給を除く)、飲酒、喫煙、餌やり(おやつ・ご褒美を除く)
 - ・犬の毛づくろい(ブラッシングなど)
 - ・利用時の障害となるベビーカー(犬用を含む)、携帯イス、レジャーシート、パラソル等の物の持ち込み
 - ・排泄した糞、尿の放置、土を掘り返して糞を埋める行為(尿は水で流してください)
 - ・ゴミ、犬の糞、その他汚物等を公園のトイレに流す行為や、近隣住宅付近や道路等に放置するなどの迷惑行為
 - ・営利目的の利用や営業活動、政治活動、宗教活動、宣伝・勧誘、集会活動(オフ会)など
- (8)設備、備品類の破損の際には速やかに公園管理者までお知らせください。回復費用を負担いただく場合があります。
- (9)カメラ・スマートフォンなどでの撮影は、犬の状態やほかの利用者に配慮し、節度あるご利用をお願いします。

6. 自己責任による利用・免責

- (1)愛西市、指定管理者(公園管理者)は、ドッグランの利用における事故やトラブルについて、一切の責任を負いません。
- (2)施設内で起きたトラブルは、すべて当事者同士で解決してください。公園管理者や受付担当者はトラブル解決に関与できません。
- (3)人・犬いずれにおいても事故・怪我・伝染性疾病や皮膚疾患、寄生虫感染等のすべてにおいて、利用者の責任であることを了承の上でご利用ください。
- (4)犬の状態(遊んでいる・怯えている等)や噛む程度に対する捉え方は人によって異なる場合がありますので、トラブルとなった場合には、当事者間で解決してください。
- (5)事故発生時は、以下のことを遵守してください。
- ①犬が人を噛んだ場合(飼い主が飼い犬に噛まれた場合を含む)

飼い主は、適切な応急処置および新たな事故の発生を防止する措置をとると共に、その事故及びその後の措置について、事故発生から24時間以内に愛知県動物愛護センターまたは保健所に届出をしてください。また飼い主は、事故発生から48時間以内に、その犬の狂犬病の疑いの有無について獣医師に検診させてください。これらは条例で義務付けられています。公園管理者にも必ず報告をしてください。
 - ②犬が犬を傷つけた場合

当事者同士で解決してください。

③犬が迷子になった場合

必ず保健所か動物愛護センターに連絡をし、所轄警察署にも届出をしてください。

7. 規約の変更

必要に応じて規約を変更することがあります。

8. 個人情報について

登録申請書の個人情報に関しては、施設の管理・登録以外の目的には使用しません。

9. 利用登録の抹消

利用規約に違反する行為やその他の迷惑行為等があり、公園管理者等の指導に従わない場合、公園管理者の判断で利用を禁止及び利用登録を抹消することがあります。また、登録時に虚偽の申請があった場合も利用できません。いずれの場合も速やかに「登録証」を返却していただきます。なお、登録内容に変更が生じた場合(転居、退会等)は、速やかに公園管理者まで届出てください。